

熊本県漁業信用保証制度円滑化自然災害対策事業実施要項

第1 目的

本事業は、自然災害により被害を受けた漁業者に対し貸し付けられる漁業関係制度資金の融通を円滑にするため、確実に機関保証を行う環境の確立を目指し、熊本県漁業信用基金協会（以下「漁信基」という。）の特別準備金に対して県が出えんを行うことにより、漁信基の財務基盤の強化を図ることを目的とする。

第2 定義

この要項において「漁業関係制度資金」とは、次に掲げる資金（共同利用に供する施設に係るものを除く。）とする。

- 1 平成27年度台風被害対策漁業近代化資金 平成27年台風被害対策漁業資金融通措置要項第2に規定する平成27年台風被害対策漁業近代化資金
- 2 平成27年台風被害対策緊急資金 平成27年台風被害対策漁業資金融通措置要項第2に規定する平成27年台風被害対策緊急資金
- 3 平成28年度熊本地震被害対策漁業近代化資金 平成28年熊本地震被害対策漁業資金融通措置要項第2に規定する平成27年熊本地震被害対策漁業近代化資金
- 4 平成28年熊本地震被害対策緊急資金 平成28年熊本地震被害対策漁業資金融通措置要項第2に規定する平成28年熊本地震被害対策緊急資金

第3 事業の内容

この事業は、漁業関係制度資金に係る債務の保証に関し次の要件を満たす場合に、当該保証の円滑化及び基金協会の財務基盤の強化を図るため、漁業関係制度資金に係る特別準備金に県が出えんを行うことをその内容とする。

- (1) 漁業協同組合等の貸出審査方針について年1回以上の打合せ会議を開催していること。
- (2) 代位弁済事故についての事故発生原因の分析と貸出審査能力の向上のための措置について年1回以上の打合せ会議を開催していること。

第4 特別準備金の積立て及び取崩しの基準

基金協会が積み立てる特別準備金の積立て及び取崩しの基準は、別紙のとおりとする。

第5 特別準備金の積立てに係る基金協会に対する出えんの額

- 1 第1に規定する特別準備金の積立てに係る基金協会に対する出えんの額は、第2に掲げる資金ごとに、前年12月末保証事故準備必要額（別紙「特別準備金の積立て及び取崩しの基準」に規定する「前年12月末保証事故準備必要額」をいう。以下同じ。）から、前年度末に積み立てた特別準備金の額に前年4月から12月までの償却求償権回収額（基金協会の取得分に限る。以下同じ。）を加算し、前年4月から12月までの特別準備金の取崩額を差し引いて得た額を控除した額
- 2 本要領に基づく特別準備金への出えんと趣旨・目的を同じくする国又は関係機関から交付される補助金又は交付金等がある場合は、充当の優先度を勘案し、調整を行うこと

ができるものとする。

- 3 第2で定義する出えん対象資金の償還及び求償権の償却が終了したとき（特別準備金を取り崩して償却する必要がなくなったとき。）は、当該資金に係る特別準備金の残余額は、他の資金に係る特別準備金に充当できるものとする。

第6 債務保証計画の提出

基金協会は、特別準備金の積立てを行うときは、債務保証計画（別紙様式第1号）を作成し、毎年2月15日までに県に提出しなければならない。

第7 基金協会の報告

- 1 基金協会は、当該出えん金を受領したときは、受領書を県に提出しなければならない。
- 2 基金協会は、特別準備金の積立て及び取崩しを行った場合は、翌年度の4月20日までに出えん金（特別準備金）異動報告書（別紙様式第2号）により県に報告しなければならない。

第8 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成27年11月2日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年4月28日から施行する。

別紙

特別準備金の積立て及び取崩しの基準

1 特別準備金の積立て

基金協会は、毎事業年度末において、次により計算される額を特別準備金として積み立てるものとする。

ただし、前年 12 月末における特別準備金の積立額が保証事故準備必要額を超える場合は、その超える額についても積み立てるものとする。

$$\text{積立額} = \text{前年 12 月末保証事故準備必要額} + \text{本年 1 月から 3 月までの償却求償権回収額 (基金協会の取得分に限る。)} - \text{本年 1 月から 3 月までの取崩額}$$

(注)

「前年 12 月末保証事故準備必要額」とは、次のアからウまでにより計算される額の合計額をいう。

ア 保証責任準備金見合分

(ア) 独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の保険に付されているものにあつては、次の合計額

$$(\text{前年 12 月末保証残高 (実残)} - \text{本年約定償還予定額}) \times 6 / 1,000$$

(イ) 信用基金の保険に付されていないものにあつては、次の合計額

$$(\text{前年 12 月末保証残高 (実残)} - \text{本年約定償還予定額}) \times 1 / 100$$

イ 求償権償却引当金見合分

(ア) 信用基金の保険に付されているものにあつては、次の合計額

$$(\text{前年 12 月末求償権残高 (償却額を除く)} - \text{保険金相当額 (償却充当額を除く)}) \times \text{回収不能率} * 1$$

(イ) 信用基金の保険に付されていないものにあつては、次の合計額

$$(\text{前年 12 月末求償権残高 (償却額を除く)}) \times \text{回収不能率} * 1$$

* 1 回収不能率は、求償権の平均回収期間（おおむね 10 年程度）における累計回収額（元本）を基に次の計算例により算出する。

（平均回収期間を 10 年とした場合の計算例）

$$\text{回収不能率} = 1 - (a + b + c) / 3$$

$$a = (\text{10 年前の代位弁済額の当期末までの回収累計 (元本)} / (\text{10 年前の代位弁済額}))$$

$$b = (\text{11 年前の代位弁済額の当期末までの回収累計 (元本)} / (\text{11 年前の代位弁済額}))$$

$$c = (\text{12 年前の代位弁済額の当期末までの回収累計 (元本)} / (\text{12 年前の代位弁済額}))$$

ウ 債務保証損失引当金見合分

$$\text{前年 12 月末保証残高 (実残)} \times \text{自己リスク割合} * 2) \times \text{各年度平均残高事故率} * 3 \\ \times (1 - \text{累計回収率} * 4)$$

- * 1 自己リスク割合保険に付されているもの 30%
保険に付されていないもの 100%
- * 2 当該事業年度を除く10年間の残高事故率の平均値であり、各年度の代位弁済額(元本) / 期首保証残高(実残)の平均値
なお、知事が特に必要と認めるときは、その他の方法により合理的に算出した率を用いることができる。
- * 3 当該事業年度を除く直近10年間の累計回収率であり、10年間の累計回収額(元本) / 10年間の累計代位弁済額(元本)により算定

2 特別準備金の取崩し

特別準備金は、次の経費に充てる場合に限り取り崩すことができるものとする。

ただし、イの経費については、アの求償権の回収に係る経費であって、当該求償権の償却に当たり取り崩すものに限るものとする。

ア 求償権の償却に要する経費

イ 求償権の回収に当たり求償債務者が負担すべき費用であって、求償債務者から支払を受けることができないものの支払に要する経費(ただし、求償権の回収金の信用基金に対する納付に際し、当該納付すべき額から控除された費用を除く。)

債務保証計画

1 保証責任準備金見合分(債務保証残高)

ア 平成27年台風被害対策漁業近代化資金に係るもの

(単位:千円)

前々年12月末の保証残高 A	前年中の増減		前年12月末の保証残高 D=A+B-C	本年約定償還予定額 E	本年12月末の保証残高(予定) F=D-E
	保証引受額 B	償還等 C			
()	()	()	()	()	()

イ 平成27年台風被害対策緊急資金に係るもの

(単位:千円)

前々年12月末の保証残高 A	前年中の増減		前年12月末の保証残高 D=A+B-C	本年約定償還予定額 E	本年12月末の保証残高(予定) F=D-E
	保証引受額 B	償還等 C			
()	()	()	()	()	()

ウ 平成28年熊本地震被害対策漁業近代化資金に係るもの

(単位:千円)

前々年12月末の保証残高 A	前年中の増減		前年12月末の保証残高 D=A+B-C	本年約定償還予定額 E	本年12月末の保証残高(予定) F=D-E
	保証引受額 B	償還等 C			
()	()	()	()	()	()

エ 平成28年熊本地震被害対策緊急資金に係るもの

(単位:千円)

前々年12月末の保証残高 A	前年中の増減		前年12月末の保証残高 D=A+B-C	本年約定償還予定額 E	本年12月末の保証残高(予定) F=D-E
	保証引受額 B	償還等 C			
()	()	()	()	()	()

- (注) 1 それぞれ上段に信用基金の保険に付した保証残高を()書きすること。
 2 「償還等」には、代位弁済による減少を含む。
 3 千円未満の金額は、四捨五入とする。

2 求償権償却引当金見合分(求償権残高)

(単位:千円)

資金名	前年12月末求償権残高(自己リスク分) G	回収不能率 H=1- ((I1/I2+J1/J2+K1/K2)/3)	10年前の代位弁済額の当期末までの回収累計(元本) I1	11年前の代位弁済額の当期末までの回収累計(元本) J1	12年前の代位弁済額の当期末までの回収累計(元本) K1	求償権償却引当金見合分 L=G*H
			10年前の代位弁済額 I2	11年前の代位弁済額 J2	12年前の代位弁済額 K2	
平成27年台風被害対策漁業近代化資金			()	()	()	
平成27年台風災害対策緊急資金			()	()	()	
平成28年熊本地震被害対策漁業近代化資金			()	()	()	
平成28年熊本地震被害対策緊急資金			()	()	()	

(注) 1 求償権残高は、償却額を除く。

3 債務保証損失引当金見合分

(単位:千円)

資金名	前年12月末保証残高(自己リスク分) M=D*0.3	各年度平均残高事故率 N	累計回収率 O	債務保証損失引当金見合分 Q=(M+N*(1-O))	備考
平成27年台風被害対策漁業近代化資金					
平成27年台風災害対策緊急資金					
平成28年熊本地震被害対策漁業近代化資金					
平成28年熊本地震被害対策緊急資金					

- (注) 1 各年度平均残高事故率は、当該事業年度を除く過去10年間の残高事故率の平均値であり、各年度の代位弁済額(元本)/期首保証残高(実残)の平均値
 2 累計回収率は、当該事業年度を除く過去10年間の累計回収率であり、10年間の累計回収額(元本)/10年間の累計代位弁済額(元本)で算定

4 基金協会の特別準備金積立計画

No. 2

ア 平成27年台風被害対策近代化資金に係るもの

(単位:千円)

区 分	前年12月末保証 事故準備必要額 (A)	償却求償権回収額(基 金協会取得分1~3月) (B)	取崩額(1~3月) (C)	当年度積立額 (D)=(A)+(B)-(C)
信用基金の保険に付されている保証残高 保証残高の6/1000				
信用基金の保険に付されていない保証残高 保証残高の1/100				
求償権(基金協会負担分)				
債務保証損失引当金(基金協会負担分)				
合 計				

イ 平成27年台風被害対策緊急資金に係るもの

区 分	前年12月末保証 事故準備必要額 (A)	償却求償権回収額(基 金協会取得分1~3月) (B)	取崩額(1~3月) (C)	当年度積立額 (D)=(A)+(B)-(C)
信用基金の保険に付されている保証残高 保証残高の6/1000				
信用基金の保険に付されていない保証残高 保証残高の1/100				
求償権(基金協会負担分)				
債務保証損失引当金(基金協会負担分)				
合 計				

ウ 平成28年熊本地震被害対策漁業近代化資金に係るもの

(単位:千円)

区 分	前年12月末保証 事故準備必要額 (A)	償却求償権回収額(基 金協会取得分1~3月) (B)	取崩額(1~3月) (C)	当年度積立額 (D)=(A)+(B)-(C)
信用基金の保険に付されている保証残高 保証残高の6/1000				
信用基金の保険に付されていない保証残高 保証残高の1/100				
求償権(基金協会負担分)				
債務保証損失引当金(基金協会負担分)				
合 計				

エ 平成28年熊本地震被害対策緊急資金に係るもの

区 分	前年12月末保証 事故準備必要額 (A)	償却求償権回収額(基 金協会取得分1~3月) (B)	取崩額(1~3月) (C)	当年度積立額 (D)=(A)+(B)-(C)
信用基金の保険に付されている保証残高 保証残高の6/1000				
信用基金の保険に付されていない保証残高 保証残高の1/100				
求償権(基金協会負担分)				
債務保証損失引当金(基金協会負担分)				
合 計				

5 出えん金の額の算出

No. 3

ア 平成27年台風被害対策漁業近代化資金に係るもの

(単位:千円)

	区 分	金 額
A	前年12月末保証事故準備必要額	
B	前年度末特別準備金積立額	
C	前年4月から12月までの償却求償権回収額(基金協会の取得額)	
D	前年4月から12月までの特別準備金取崩額	
E	B+C-D	
F	A-E	
G	他施策との調整額	
H	(F-G)×2/3	
I	他資金からの充当額	
J	出えん額(H-I)	

イ 平成27年台風被害対策緊急資金に係るもの

	区 分	金 額
A	前年12月末保証事故準備必要額	
B	前年度末特別準備金積立額	
C	前年4月から12月までの償却求償権回収額(基金協会の取得額)	
D	前年4月から12月までの特別準備金取崩額	
E	B+C-D	
F	A-E	
G	他施策との調整額	
H	(F-G)×2/3	
I	他資金からの充当額	
J	出えん額(H-I)	

ウ 平成28年熊本地震被害対策漁業近代化資金に係るもの

(単位:千円)

	区 分	金 額
A	前年12月末保証事故準備必要額	
B	前年度末特別準備金積立額	
C	前年4月から12月までの償却求償権回収額(基金協会の取得額)	
D	前年4月から12月までの特別準備金取崩額	
E	B+C-D	
F	A-E	
G	他施策との調整額	
H	(F-G)×2/3	
I	他資金からの充当額	
J	出えん額(H-I)	

エ 平成28年熊本地震被害対策緊急資金に係るもの

	区 分	金 額
A	前年12月末保証事故準備必要額	
B	前年度末特別準備金積立額	
C	前年4月から12月までの償却求償権回収額(基金協会の取得額)	
D	前年4月から12月までの特別準備金取崩額	
E	B+C-D	
F	A-E	
G	他施策との調整額	
H	(F-G)×2/3	
I	他資金からの充当額	
J	出えん額(H-I)	

出えん額合計

出えん金(特別準備金)異動報告書総括表

平成 年 月 日現在 (単位:円)

対象資金	前年度末現在 (A)	本年度増加				本年度減少			本年度末現在 (D) = (A) + (B) - (C)
		県からの出捐金	自己資金 (補助対応分)	自己資金 (補助対応以外分)	償却求償権回収額	計(B)	償却費用	求償権回収額	
計									

※ 資金毎の明細を添付すること。